

吉川市立吉川中学校
いじめ防止基本の方針

令和 8 年 5 月
吉川市立吉川中学校

1 基本理念

「いじめはどの子にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。」また、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消のため、学校、家庭、地域及び関係機関等の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 学校の責務

学校は、教育活動全体を通し、生命を大切にする心や公共のためを思う心などの育成に努める。また、日頃、いじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめの認知に関する共通理解を図り、いじめを認知した場合は、その解消に向け組織的に対応し、教育委員会に報告する。

3 いじめの定義

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第二条】

4 いじめの認知

生徒間で生じる問題は、関係する生徒同士の関係、発生状況、背景にある事情、周囲の対応等により様々であり、同じ行為であっても感じ方の違いは大きい。従って行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行うのではなく、その行為を受けた生徒の感じる被害性、心理を理解することでいじめの認知を行う。

5 吉川市立吉川中学校いじめのとりえ方

(1) いじめはどの子どもにも起こりうるものである。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

(3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。

(4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(5) いじめは、刑法に触れることもある問題である。

(6) いじめは、学校教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。

(7) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

6 いじめ防止に向けた取組

(1) 基本方針の策定と組織等の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校において、総合的、効果的かつ実効的な、いじめ防止等の取組が推進されるよう「吉川中学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的に見直すとともに教育委員会へ報告するものとする。

学校いじめ防止基本方針には、包括的な取り組みの方針、具体的な取組、学校いじめ対策組織の具体的な活動を記載するものとする。

さらに、ホームページへの掲載等により保護者や地域住民に公表するものとする。

② 本校におけるいじめ防止等に関する組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、学校においては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学級担任だけで抱え込むことなく、複数の教職員に加え、心理・福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等やその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織「吉川中いじめ問題対策委員会」を置く。

7. 学校が実施する施策

(1) 「積極的な生徒指導の推進」による未然防止の取組

- ① 年度当初に「いじめの定義」等について、全教職員で確認する。
- ② 人と人のつながりを大切にし、一人一人の居場所がある学級経営を行う。教員と児童、児童同士の言語環境をよりよくし、励まし合い、良さを認め合う人間関係を作る。
- ③ 異学年交流等を通して、様々な人との関わり、役割を得たり助け合ったりし、自己有用感を感じられるようにする。
- ④ 全教育活動を通して道徳教育を推進し、「心の教育」「人権教育」の充実を図る。
- ⑤ いじめ防止月間(10月～11月)を定め、生徒自身が問題意識を持つために、各学級でいじめを予防するための取組を考える。
- ⑥ 生徒自身が困ったときに適切に助けを求められるよう、「SOSの出し方に関する教育」等を計画的に行う。

(2) 「いじめの早期発見」のための取組

- ① 日々のきめ細かな観察や会話、スコラ手帳、毎月のアンケートの実施等により、生徒の発するサインを教職員が一層鋭敏に察知できる取組を充実する。生徒の相談に対しては、教職員が可能な限り迅速に対応する。
- ② 学年会の時間を確保し、積極的に生徒の情報交換を行う。また、生徒の変化を鋭敏に察知する認知能力を高めるための研修の取組等、教員の意識や技能を高める。

(3)「いじめの早期対応と早期解消」のための取組

- ① 教職員がいじめを認知した場合は、情報を抱え込まず、速やかに組織に報告し対応する。当事者保護者や友人関係等から情報を収集し、事実確認の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るために指導等を行う。
- ① いじめを受けた生徒が安心して学校生活が送れるよう、生徒本人に支援を行うとともに、その保護者に対しても必要な支援を行う。
- ② いじめを行った生徒に対する指導を可能な限り迅速に行い、保護者にも必要な内容の助言を与える。学校と保護者が連携し、再発防止のために継続的に見守る。
- ④ いじめを受けた生徒に対する支援やいじめを行った生徒に対する心のケアや指導助言を適切に行うために、必要に応じて学校相談員、スクールカウンセラー、また教育委員会等の外部機関とも連携を図り、早期解消を目指す。
- ⑤ 重大ないじめ事案の解消については、速やかに教育委員会に報告するとともに「いじめ事案対応チーム」を立ち上げ、その解決に向けて全職員の共通行動のもと、学校組織をあげて取り組む。
- ⑥ いじめの行為が止んでいる状態が3カ月以上継続しており、さらに心身の苦痛を感じていないと認められる場合、いじめが解消していると判断する。ただし、いじめが再発する可能性を踏まえて日常的に注意深く観察する。
- ⑦ 学校評価において、本校のいじめ防止基本方針に則った取り組み状況を評価する。これらの結果を踏まえてその改善に取り組む。